

# 畑地化支援に係る取組について

畑地化支援に係る取組に当たっては、以下の要件を満たす必要があります。

## ● 交付対象農地の要件

- ・ **申請の前年度**において、**主食用米、戦略作物、産地交付金※又は高収益作物定着促進支援の交付対象となった作物**が作付けられていること。

※都道府県又は地域が作成した水田収益力強化ビジョンにおいて、交付対象となっている作物。

- ・ 申請年度の7月1日付けで、**交付対象水田から除外**すること。
- ・ 交付が行われた年から**5年間は、以下の作物の作付け**を行うこと。

① **単価10.5万円/10a**の支援を受けた場合：**販売を目的とした高収益作物**

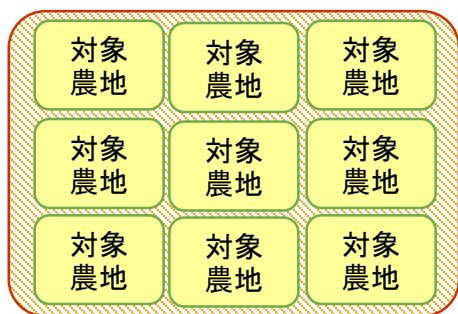
② **単価10.5万円/10a**の支援を受けた場合：**販売を目的とした畑作物**

※高収益作物以外の作物（水稻を除く。）

## ● 団地化要件

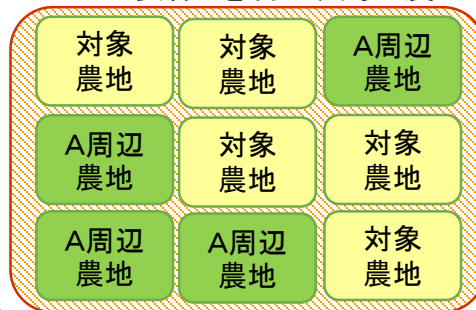
- ・ 以下の①から④までのいずれかの取組により、**おおむね団地化された畑地※**を形成  
※品目や地域の特性等に鑑み、地域農業再生協議会がおおむね集約されていると認める農地（判断に迷う場合は個別に相談ください）。

### ① 交付対象農地単独



おおむね団地化

### ② 交付対象農地 + Aの要件※を満たす周辺農地



おおむね団地化

※Aの要件

- ・ 申請年度の前年度から遡って**過去4年以上連続して水稻以外の作物が作付け**されていること。
- ・ **申請年度においても水稻以外の作物の作付け**が予定されていること。

### ③ 交付対象農地 + Bの要件※を満たす周辺農地



おおむね団地化

### ④ 交付対象農地 + Aの要件※を満たす周辺農地 + Bの要件※を満たす周辺農地



おおむね団地化

※Bの要件

- ・ **前年度までに当該取組の対象となった農地**であること。

※Aの要件

- ・ 申請年度の前年度から遡って**過去4年以上連続して水稻以外の作物が作付け**されていること。
- ・ **申請年度においても水稻以外の作物の作付け**が予定されていること。

※Bの要件

- ・ **前年度までに当該取組の対象となった農地**であること。

※畑地化した農地は交付対象除外農地一覧により毎年整理